

イー・アクセス株式会社

ADSL-direct に関する特約および料金表

イー・アクセス株式会社(以下、当社といいます。)は、当社がブロードバンド・インターネット接続サービス契約約款(以下、約款といいます。)に基づき提供する ADSL-direct サービスのうち、ADSL-direct(以下、本サービスといいます。)に係る特約および料金表(以下、本特約といいます。)を下記のとおり定め提供します。

(提供条件等)

1. 本特約の他、約款ならびに「ADSL-direct に関する重要説明事項」に同意の上、お申し込みいただきます。
2. 本サービスは、当社が契約する提携会社(1)が運営するサイト及び発行する媒体を通じて、当社の本サービス専用申込ページ又は当社が指定する方法によりお申し込みいただき、且つ当社が約款および本特約に基づき承諾した契約者(以下、契約者といいます。)に対して適用します。
(1) 当社契約の提携会社は当社ホームページ下記 URL にてご確認ください。
URL: http://www.eaccess.net/direct/apply/adslirect2_list.html
3. 本サービスの契約申込は当社が契約する提携会社のサービスをご利用いただいている必要があります。
4. お申し込みより 90 日経過後までに本サービスのご利用開始に至っていない場合には、当社は該当するお申し込みを取り消すことがあります。
5. 本サービスは、ご利用開始より一年間の継続利用(移転、回線クラス、回線タイプ等の契約内容の変更は継続利用として扱います。)を条件に提供します。一年未満で解約された場合、解約月の月額利用料金と合わせて途中契約解除手数料をお支払いいただきます。途中契約解除手数料は本特約の料金表に定めるところによります。
6. 本サービス料金は、クレジットカードでのお支払いのみとさせていただきます。

(本サービス料金)

1. 本サービスの月額利用料等は、本特約の料金表を適用します。
2. 当社が必要と認めた場合、契約者に適用した本サービス料金の適用を取り下げることがあります。この場合、当社はその理由を契約者に通知した上で、通知した月から「ADSL-direct サービス料金表」に定める月額利用料等を請求するものとします。

(最低利用期間)

1. 本サービスには最低利用期間があります。
2. 前項の最低利用期間は、本サービスの利用開始月(当社が別に指定する本サービスの利用開始日を含む月)を 1 か月目として 12 か月目の末日までとします。
3. 最低利用期間内に本サービスを解約された場合、解約月の月額利用料金と合わせて途中契約解除手数料をお支払いいただきます。途中契約解除手数料は本特約の料金表に定めるところによります。

(その他)

1. 本特約に規定のない事項については、約款等の規定を適用します。
2. 本特約において使用する用語の意味は、約款において使用する用語と同一とします。

本サービスの内容および提供条件は、改善等のため予告なく変更する場合があります。

記載されている会社名およびサービス名は、各社の登録商標および商標です。

ADSL-direct サービス料金表

当社がブロードバンド・インターネット接続サービス契約約款(以下、約款といいます。)に基づき提供する ADSL - direct サービス(以下、本サービスといいます。)に係る料金を、以下のとおり定めます。

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額利用料(ADSL 基本料)は暦月に従って計算します。
- 2 月額利用料は、本サービス利用開始の翌月より適用されます。専ら当社の責に帰すべき理由による場合を除き、解約となる場合は、解約月1月分の月額利用料を適用します。
- 3 当社はこの料金表の定めによらず、月額利用料を減額する期間を定める場合があります。この減額対象となる契約者が解約する場合の料金等の適用については、当社が別に定めるところによります。
- 4 契約区分(NTT 回線タイプ)、契約品目(回線クラス)の変更又は移転により月額利用料の額が増加又は減少したときは、増加又は減少後の料金は、その増加又は減少のあった月の翌月から適用します。
- 5 手続き費は、当社が第2表 手続き費に規定する手続きを行った場合に適用し、初回の月額利用料請求時にあわせて請求します。ただし、契約者が、初回の月額利用料発生月の前に契約変更又は解約を行った場合、契約変更を行った月又は解約月の料金として請求します。
- 6 工事費は、当社が第3表 工事費に規定する工事を行った場合に適用し、工事を実施した月の料金として請求します。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 契約者は当社又はクレジットカード会社の定める支払条件に従い、料金等を支払っていただきます。契約者が指定できるクレジットカード会社については、当社ホームページにて掲示いたします。

9 契約者は、本サービスの料金等を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

10 契約者は、本サービスの料金等を支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

11 料金等の支払いにおいて当社が必要と認める場合、当社は契約者が選択する支払方法とは別に、当社が発行する請求書に従い、その料金等を支払っていただく場合があります。この場合において、請求書発行ごとに請求書発行に係る手数料を料金等とあわせて支払っていただく場合があります。

(料金等の一括払い)

12 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

13 約款第 24 条(料金の支払義務)から第 26 条(手続きの支払義務)までの規定その他約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 約款及びこの料金表の規定により支払いを要することとなった料金等については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第1表 月額利用料

1. 回線タイプ1 (NTT 電話回線共用型) ADSL モデムレンタル料、NTT 回線使用料を含みます。

サービス名 最大速度	ADSL - direct 12(回線クラス1) 下り 12Mbps / 上り 1Mbps*		ADSL - direct 50(回線クラス2) 下り 50Mbps / 上り 5Mbps	
	NTT 東日本エリア	NTT 西日本エリア	NTT 東日本エリア	NTT 西日本エリア
月額利用料 (ADSL 基本料)	1,480 円 (本体 1,410 円)	1,480 円 (本体 1,410 円)	2,480 円 (本体 2,362 円)	2,480 円 (本体 2,362 円)

2. 回線タイプ2 (ADSL 専用回線型) ADSL モデムレンタル料、NTT 回線使用料を含みます。

サービス名 最大速度	ADSL - direct 12(回線クラス1) 下り 12Mbps / 上り 1Mbps*		ADSL - direct 50(回線クラス2) 下り 50Mbps / 上り 5Mbps	
	NTT 東日本エリア	NTT 西日本エリア	NTT 東日本エリア	NTT 西日本エリア
月額利用料 (ADSL 基本料)	2,980 円 (本体 2,839 円)	2,980 円 (本体 2,839 円)	3,980 円 (本体 3,791 円)	3,980 円 (本体 3,791 円)

*一部のNTT 収容局については、最大速度が下り8Mbps / 上り1Mbpsとなります。該当収容局は当社ホームページのサービス提供エリア検索画面にて確認いただけます。

第2表 手続費

1 適用及び手続費の額

区 分	内 容	単 位	手続費の額
開通手続費*	本サービスの開通手続に要する費用	1 契約者回線ごと	840 円 (本体 800 円)
振込請求書発行 手数料	振込請求書の発行に係る料金	1 契約者回線につ いて発行 1 回ごと	210 円 (本体 200 円)
途中契約解除手数料	本キャンペーンの最低利用期間 内の契約解除手続に要する費用	1 契約者回線ごと	3,150 円 (本体 3,000 円)

*本サービスの開通手続きに着手した後、開通手続きの完了前に手続きを取り消した場合は、開通手続費に掲げる料金額を適用します。

第 3 表 工事費

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、契約者回線ごとに、回線調整の基本工事費と施工した工事に係る端末設備工事費、無効派遣工事費及び回線調整工事費を合計して算定します。								
(2) 工事費の適用	<p>工事費は次表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端末設備工事費</td> <td>1の契約者回線等の新設、移転、廃止若しくは変更等に伴い、工事担当者を派遣して当社の端末設備を設置、移設、撤去又は置換、若しくは端末設備の設定を変更する工事に要する費用</td> </tr> <tr> <td>無効派遣工事費</td> <td>回線タイプ2の契約者回線等の設定、移転若しくは変更並びに端末設備の工事に伴い、契約者宅内で契約者立ち会いのもとで行う工事において、契約者の責めに帰すべき理由により、あらかじめ当社が契約者に通知した工事日に工事が実施できなかった場合に要する費用</td> </tr> <tr> <td>回線調整工事費</td> <td>1のDSL等接続専用サービスに係る契約者回線について、NTT が定めるところにより回線調整工事(回線収容替え、ブリッジタップはずし(契約者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。)又は保安器取替え等を行うことをいいます。以下同じとします。)に要する費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、回線調整について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。 2. 回線調整について、保安器取替えのみを実施するときは、回線調整の基本工事費は適用しません。 	区 分	内 容	端末設備工事費	1の契約者回線等の新設、移転、廃止若しくは変更等に伴い、工事担当者を派遣して当社の端末設備を設置、移設、撤去又は置換、若しくは端末設備の設定を変更する工事に要する費用	無効派遣工事費	回線タイプ2の契約者回線等の設定、移転若しくは変更並びに端末設備の工事に伴い、契約者宅内で契約者立ち会いのもとで行う工事において、契約者の責めに帰すべき理由により、あらかじめ当社が契約者に通知した工事日に工事が実施できなかった場合に要する費用	回線調整工事費	1のDSL等接続専用サービスに係る契約者回線について、NTT が定めるところにより回線調整工事(回線収容替え、ブリッジタップはずし(契約者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。)又は保安器取替え等を行うことをいいます。以下同じとします。)に要する費用
区 分	内 容								
端末設備工事費	1の契約者回線等の新設、移転、廃止若しくは変更等に伴い、工事担当者を派遣して当社の端末設備を設置、移設、撤去又は置換、若しくは端末設備の設定を変更する工事に要する費用								
無効派遣工事費	回線タイプ2の契約者回線等の設定、移転若しくは変更並びに端末設備の工事に伴い、契約者宅内で契約者立ち会いのもとで行う工事において、契約者の責めに帰すべき理由により、あらかじめ当社が契約者に通知した工事日に工事が実施できなかった場合に要する費用								
回線調整工事費	1のDSL等接続専用サービスに係る契約者回線について、NTT が定めるところにより回線調整工事(回線収容替え、ブリッジタップはずし(契約者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。)又は保安器取替え等を行うことをいいます。以下同じとします。)に要する費用								
(3) 規定外工事の工事費の適用	当社の端末設備の新設、移転、置換、撤去及び設定変更工事並びに回線調整工事に伴い、当社規定外の工事を行った場合は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、別に算定する実費を加算して適用することがあります。								
(4) 工事費の減額の適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。								

2 工事費の額

区分		単位	工事費の額
端末設備工事費		1 工事ごと	7,140 円 (本体 6,800 円)
無効派遣工事費		1 無効派遣工事ごと	6,825 円 (本体 6,500 円)
回線調整 工事費	基本工事費	1 工事ごと	11,550 円 (本体 11,000 円)
	回線収容替え	1 工事ごと	8,400 円 (本体 8,000 円)
	ブリッジタップはずし	1 工事ごと	9,450 円 (本体 9,000 円)
	保安器取替え	1 工事ごと	8,400 円 (本体 8,000 円)

附則

本特約(第 1 版)は、2009 年 4 月 30 日時点のものです。

附則

本特約(第 1.1 版)は、2009 年 9 月 1 日時点のものです。